

農第1915号
令和7年2月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八千代市長 服部友則
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	八千代市 (12221)	
地域名 (地域内農業集落名)	米本(1)地区 (逆水, 下宿, 内宿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は国道16号を挟んで新川の東側に広がる水田地帯であり、平成11年に基盤整備事業を実施し、30a以上の大区画化されたほ場である。
農事組合法人や個人の担い手が耕作している状況で、現状維持を志向する経営体が多い。耕作者の高齢化や営農地の分散、ナガエツルノゲイトウの繁茂等の課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用米の生産の他、もち米や飼料用米、加工用米の生産を行っている。農事組合法人はハウスでイチゴを生産し観光いちご園も行っている。上記生産を継続し、農業者の高齢化により耕作できなくなった農地については、農事組合法人や認定農業者等の主要な担い手を中心となって引き受ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

協議の場において、策定することが決まった農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農する方の農地については、農事組合法人や拡大志向の方へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成11年に実施済みだが、老朽化している部分もあるため、改善に向けて研究する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人の雇用就農や、新規就農者の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施検討中

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

なし